特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療）の認定に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療）の認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療）の認定に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療）の認定に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする。）に基づき、精神疾患により、継続的な通院による治療を受けている者を対象に医療費助成を行う。自立支援医療（精神通院医療）支給認定者に対して、受給者証を発行し、自立支援医療（精神通院医療）費の支給を行う。対象者からの申請に基づき、その病状・所得状況等から助成を受ける必要性の要否について判定し、支給認定を行う。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 〇申請については、サービス検索・電子申請機能を利用した電子申請によっても行う。
③システムの名称	障害福祉システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
障害福祉システム（精神通院医療等）特定個人情報ファイルシステム

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第60条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、161項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項、145項、146項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター
②所属長の役職名	こころの健康相談センター長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 　市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 　区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 　区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 　区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 　区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 　区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 　区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 　区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 　区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 　区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 　区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 　区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 　区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 　区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター　横浜市中区本町2-22-10階　045-671-2415

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は 、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている 。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先には情報提供ネットワークシステムへのアクセスを許可していない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	表紙 特記事項	なし	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療）の認定に関する事務について記載している。	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする。）に基づき、精神疾患により、継続的な通院による治療を受けている者を対象に医療費助成を行う。自立支援医療（精神通院医療）支給認定者に対して、受給者証を発行し、自立支援医療（精神通院医療）費の支給を行う。対象者からの申請に基づき、その病状・所得状況等から助成を受ける必要性の要否について判定し、支給認定を行う。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする。）に基づき、精神疾患により、継続的な通院による治療を受けている者を対象に医療費助成を行う。自立支援医療（精神通院医療）支給認定者に対して、受給者証を発行し、自立支援医療（精神通院医療）費の支給を行う。対象者からの申請に基づき、その病状・所得状況等から助成を受ける必要性の要否について判定し、支給認定を行う。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅰ関連情報 1 ③システムの名称	障害福祉システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	障害福祉システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅰ関連情報 2特定個人情報ファイル名	障害福祉システム（精神通院医療等）特定個人情報ファイル、統合番号連携システム	障害福祉システム（精神通院医療等）特定個人情報ファイル	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一84項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務政令で定める事務を定める命令　第60条第1号及び第4号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第60条第1項	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号　別表第二　16項、26項、56の2項、87項、109項、110項及び116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条、第19条、第30条及び第44条 【照会】 番号法第19条第8号　別表第二　108項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号及び第4号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、161項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項、145項、146項	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和7年12月31日時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅳ　リスク対策 8人手を介在させる作業	–	十分である	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅳ　リスク対策 8人手を介在させる作業 判断の根拠	–	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は 、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている 。	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年3月31日	Ⅳ　リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	–	委託先における不正な使用等のリスクへの対策	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年10月26日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする。）に基づき、精神疾患により、継続的な通院による治療を受けている者を対象に医療費助成を行う。自立支援医療（精神通院医療）支給認定者に対して、受給者証を発行し、自立支援医療（精神通院医療）費の支給を行う。対象者からの申請に基づき、その病状・所得状況等から助成を受ける必要性の要否について判定し、支給認定を行う。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする。）に基づき、精神疾患により、継続的な通院による治療を受けている者を対象に医療費助成を行う。自立支援医療（精神通院医療）支給認定者に対して、受給者証を発行し、自立支援医療（精神通院医療）費の支給を行う。対象者からの申請に基づき、その病状・所得状況等から助成を受ける必要性の要否について判定し、支給認定を行う。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 〇申請については、サービス検索・電子申請機能を利用した電子申請によっても行う。	事前	